

奈良県告示第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

令和三年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	田中 和義	天理市九条町一九七―一
〃	大封 雅史	〃 〃 一四一
〃	森口 昌紀	〃 〃 一三一
〃	田中 誠義	〃 東井戸堂町二〇―二
〃	畑中 明彦	〃 九条町二二八
監事	喜多 敏夫	〃 〃 一二四
〃	松岡 俊行	〃 〃 一二一―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	今井 義治	天理市九条町一二九
〃	東田 邦種	〃 〃 一〇〇
〃	大封 隆	〃 〃 八二
〃	大封 恵勇	〃 〃 八八
〃	畑中 良文	〃 〃 九七―二
監事	今井 康弘	〃 〃 一三〇
〃	安井 義昌	〃 〃 一二三―二